

○令和 6 年度資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、令和 6 年度決算により算出した資金不足比率は次のとおりです。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

備考 資金不足を生じなかった会計は、「—」と記載しています。

【資金不足比率】（経営健全化基準※…20.00%以上）

- ・資金不足比率は、公営企業会計において、料金収入に対する赤字額（資金不足額）の割合を示すものです。
- ・令和 6 年度決算においては、対象会計全てが黒字決算であったため、本比率は該当しませんでした。

※経営健全化基準

公営企業の資金不足比率がこの基準を超えてしまうと、「経営健全化団体」とされ、公営企業は「経営健全化計画」を定め、都道府県知事に報告を行い、健全化を進めることとなります。